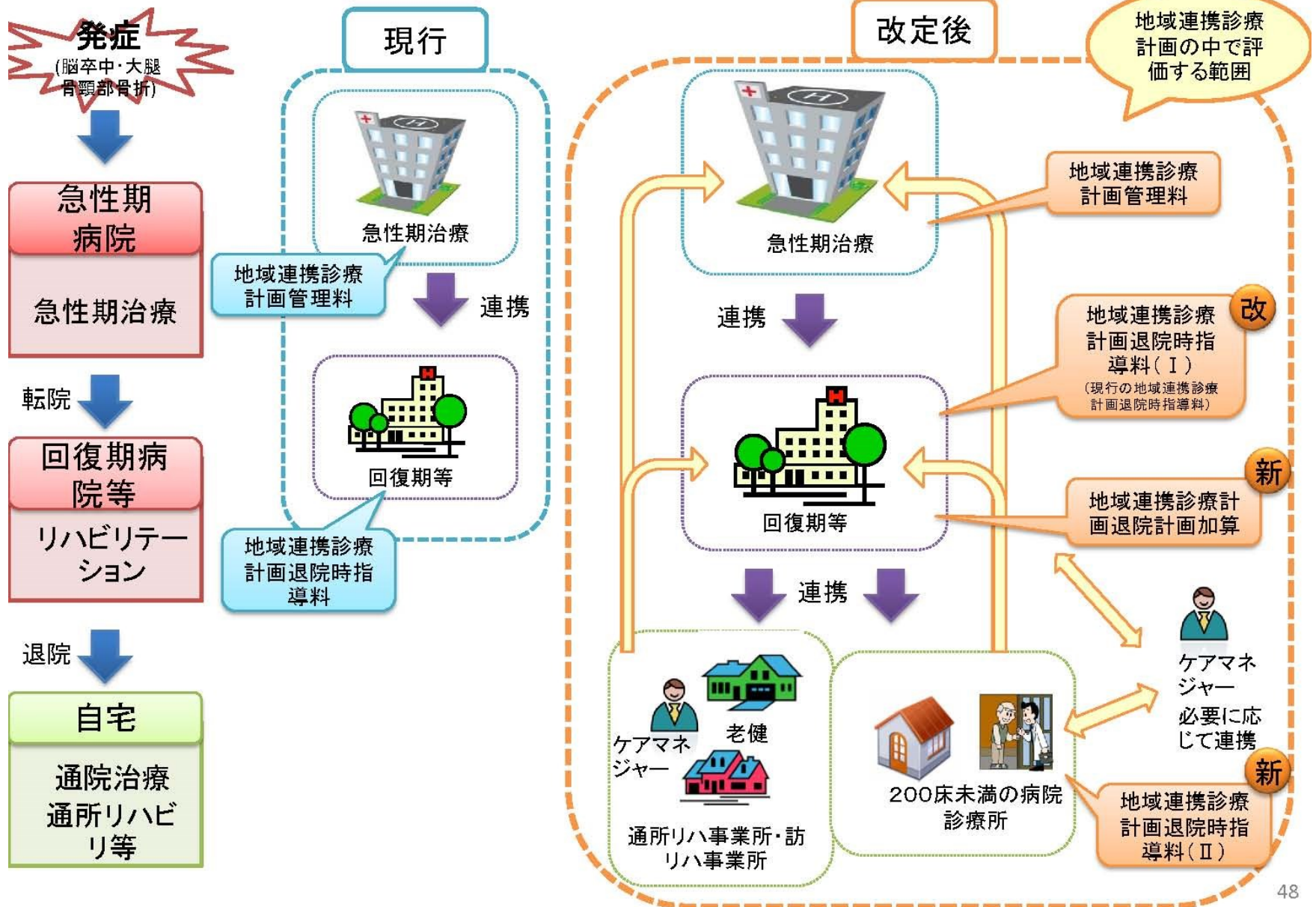


大腿骨頸部骨折・脳卒中に係る医療機関等の連携の評価



地域連携診療計画に基づく連携の評価

大腿骨頸部骨折、脳卒中に関する地域連携診療計画において、亜急性期・回復期の病院を退院後に通院医療・在宅医療を担う病院・診療所や、リハビリテーション等の医療系サービスを担う介護サービス事業所までも含めた連携を行うことにより、退院後も切れ目ない医療・介護サービスを提供することを評価する。

現行		
急性期	地域連携診療計画管理料	900点
回復期等	地域連携診療計画退院時指導料	600点



改定後		
急性期	地域連携診療計画管理料	900点
回復期等	地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)	600点
新	地域連携診療計画退院計画加算	100点
新 在宅復帰後	地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)	300点

Q:連携パスの登録はどこがするのか？

A:

計画管理病院から連携の連絡が入るか、もしくは回復期から急性期病院の方へ連携したいとの旨を伝えて頂きたい。

計画管理病院が「連携保険医療機関」の届出をまとめてする。

この届出の時点で登録がないと、地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)や(Ⅱ)を算定する入院または外来医療機関は、診療報酬上の点数を算定できない。

Q:WEB上の協力病院という種別は急性期でも回復期でもないということか？

A:

医科点数表解釈に記載されている「地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)」で届出されている機関とする。(外来医療機関)

WEB上では、1月より委員名簿の同項目を「連携医療機関または施設 外来・その他」とした。

(委員名簿の用語は脳卒中連携パスと統一)

連携シートは「協力病院」のまま変更していない。

Q:地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)の施設基準はどのような医療機関でも良いのか？

* 診療所で19床有している場合は？

* 障害者施設等入院基本料で算定している病棟は？

A:

入院施設があり施設基準を満たしていれば算定しても良い。

脳卒中では「県の作成する医療計画において、脳卒中に係る医療連携体制を担う医療機関として記載されている医療機関」とあるが、大腿骨の場合はその記載はない。

上記の*はいずれも算定可能。

入院料をもって判断されるものではない。地域連携診療計画に基づいた診療ができるかによる。

Q:地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)と(Ⅱ)を同じ病院で申請し、症例に応じてどちらかを算定可能か？

A:

地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)の施設基準通知では、届出できる医療機関として「診療所又は許可病床数が200床未満の病院(地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)を届け出た保険医療機関を除く)であること。」とされているので、(Ⅰ)と(Ⅱ)は同時に届出られないため算定もできない。

よって(Ⅰ)を算定後、同病院で外来通院となった場合も(Ⅱ)は算定できない。

Q:計画管理病院を退院後、A病院に入院し、B病院へ転院。
A病院もB病院も(I)の算定は可能か？

A:

あらかじめ計画管理病院→A病院→B病院の連携計画がされているのであれば転院させているA病院では算定できないが、B病院で退院させた場合は(I)の算定が可能。

Q:計画管理病院をそのまま自宅退院後、C病院で外来。
C病院は(Ⅱ)の算定は可能か？

A:

C病院は(Ⅱ)を算定することはできない。

(Ⅰ)の対象患者は、地域連携診療計画管理料を算定した患者が対象。

(Ⅱ)の対象患者は、地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)を算定した患者が対象。

改定後

急性期	地域連携診療計画管理料	900点
回復期等	地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)	600点
新	<u>地域連携診療計画退院計画加算</u>	<u>100点</u>
新 在宅復帰後	<u>地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)</u>	<u>300点</u>

Q:地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)を算定する病院で退院するまでの在院日数は定められているのか？

A:

指導料(Ⅰ)の医療機関について、入院から退院までの在院日数について特に規定はない。

Q:計画管理病院から転院先へ転院しますが、一旦(2、3日)自宅に帰る場合、算定できるか？

A:

厚生局の判断としてどちらともいえないが、2、3日退院するということは、在宅可能とみなされるので連携パスの算定は難しいのではないかと考えられます。

Q:同一病院内で医療保険適用病棟から
介護保険適用病棟へ転棟した場合、
退院時指導料（I）の算定はできるか？

A:《厚生局回答》

算定できません。

医療保険適用病棟転棟日を退院日とは出来ない。

Q:当院は回復期病院になりますが、入院中に他疾患が見つかり、一旦自宅へ退院し、他科外来へ受診した場合、パスの取り扱いはどうなるか？

A:《厚生局回答》

地域連携診療計画退院時指導料が算定できるのは大腿骨頸部骨折リハビリテーションが終了する「退院時」であり、他の疾患の治療を目的とした一時的な退院のタイミングでは算定できない。

Q:回復期入院中に他疾患が見つかり、そのまま急性期病院へ転院となった場合のパスの取り扱いはどうなるか？

A:《厚生局回答》

急性期病院転院の場合、そもそも地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)は算定できない。

ただし、事務局への送付(コピーのFAX等)はしていただければ、合併症等の検討に役立つ。

Q:4月6日, 心筋梗塞にて入院. 4月7日転倒骨折.
4月20日手術.

①この場合算定可能か？

②解釈本では『入院後7日以内』と記載されているが、この場合の起算日は？

A:《厚生局回答》

①心筋梗塞の治療との関係を総合的に勘案し, 地域連携診療計画の作成が必要であると医学的に判断され, 患者の同意を得て計画に基づいた治療を行うことができるのであれば対象になると考えます.

②4月6日が起算日になると考えます.

Q:病的骨折は連携パス適用か？

A:《厚生局回答》

地域連携診療計画管理料及び地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)及び(Ⅱ)の対象疾患は、大腿骨頸部骨折(大腿骨頸部骨折骨接合術、大腿骨頸部骨折人工骨頭置換術等を実施している場合に限る。)とございますので、これに該当する場合を対象として頂きますようお願いいたします。

別疾患で入院中であっても、病的骨折であっても、手術をしていれば算定可能と判断できる。ただし、入院後7日以内に説明と同意が必要。

Q:平成24年度の介護報酬改訂により、老健施設でも『地域連携診療計画情報提供加算』が算定可能となりましたが、当標準モデルへの参加により算定は可能でしょうか。

A:《北九州市保健福祉局》

「医科点数表の解釈」に掲げる要項に満たしている施設であれば、当標準モデルへの参加により算定可能です。

Q:老健施設より

算定の為には九州厚生局等への何か申請登録が必要でしょうか。それとも、計画管理病院に届出を登録してもらっている時点で、『地域連携診療計画情報提供加算』の算定は可能でしょうか。

A:《北九州市保健福祉局》

特に必要ありません。

計画管理病院の方へ様式⑫(地域連携診療計画管理料・地域連携診療計画退院時指導料の施設基準に係わる届出書添付書類)で手続きしていれば大丈夫です。

Q:大腿骨近位部骨折の患者で計画管理病院ではリハビリ処方が出ていないと、算定対象にならないのか？

A:九州厚生局より回答

- ・患者にとって最良の連携.
 - ・連携の流れがスムーズに作られている.
 - ・医師の方針と転院先とのやり取りがきちんとなされている.
- 上記のすべてにおいてきちんとされていれば算定可能であるが中身次第である.

Q

急性期病院よりリハビリ継続目的にて転院。

当初、「回復期リハビリテーション病棟」への転院予定でしたが、都合により「亜急性期病棟」への転院。

連携パスは継続し指導料の算定を行ってもよいのでしょうか？それとも、連携パスは中断となり算定できないのでしょうか？

A

【九州厚生局より】

算定要件を満たしていれば算定できるものと思料します。

Q

入院中の患者様が、「腹部大動脈瘤」の手術のため転院。
術後、再入院し引き続きリハビリ予定。
この場合、連携パスは中止なのか？それとも、再入院後引き続き運用しても差し支えないでしょうか？

A

【九州厚生局より】

連携パス終了と思料します。

Q

急性期病院→地域包括ケア病棟(急性期病院内)→回復期病棟の場合の連携パスの扱い方について。

A

【九州厚生局より】

地域包括ケア病棟入院料を算定した場合は地域連携診療計画管理料が包括され算定できないため、地域連携診療計画退院時指導料の算定対象患者にならないと思料します。

Q

回復期病院入院中、急性憎悪にて紹介元の病院に転院し、治療終了後に再度当院入院。その際、回復期通算での入院継続となりました。

急性期病院での治療は2～3週間程度ありますが、この場合連携パスは、紹介元の病院転院時を退院とし、「急性憎悪にて連携パス終了」とするのか、「連携パスを継続」とするのか教えてくださいたいと思います。

A

【九州厚生局より】

連携パス終了と思料します。

Q

「複数のかかりつけ医」が厚生局への届出を行っていた場合に、それぞれのかかりつけ医において診療報酬の算定が可能なのか？

A

【九州厚生局より】

リハビリテーションは1つの保険医療機関が責任を持って実施するべきとされているため、複数のかかりつけ医に対して連携パスを送ることはあり得ないと思料します。

Q

大腿骨地域連携パスを使用して、急性期病院から回復期病院に転院しましたが、急性期病院に戻ってきた場合にパスの逸脱になるのかどうか(算定できるのかどうか)。

戻るケースとしては、①同足の骨折 ②反対足の骨折 ③他疾患での入院の場合でお願い致します。

A

【九州厚生局より】

連携パス終了と思料します。